

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成29年10月2日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
仁良地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年5月24日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 個人 3経営体
 - 法人 2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
 - 複合化
 - 6次産業化
 - 高付加価値化
 - 新規就農の促進